

相模原市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第58号

相模原市下水道条例の一部を改正する条例

相模原市下水道条例(昭和43年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(手数料の徴収等)

第18条 市長は、次の各号に掲げる事務に係る申請をした者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 下水道工事店の指定 1件につき7,900円
- (2) 下水道工事店の指定の更新 1件につき3,500円
- (3) 相模原市指定下水道工事店証の再交付 1件につき3,200円

2 手数料は、市長が定める日までに納入通知書により徴収する。

3 既に納付された手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。